



2020MFJ全日本ロードレース選手権シリーズ

第4戦

スーパーバイクレース in もてぎ

特別規則書

SUPPLEMENTARY REGULATION



TWIN RING MOTEGI

公 示

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルススポーツ協会(MFJ)公認のもとに国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた 2020 年 MFJ 国内競技規則ならびに本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第 1 条 競技会の名称

2020MFJ 全日本ロードレース選手権シリーズ 第4戦 スーパーバイクレース in もてぎ
(以下 第4戦)

第 2 条 主催者

●株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ

〒 321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

TEL. 0285-64-0200 / FAX. 0285-64-0209

●一般財団法人日本モーターサイクルススポーツ協会(MFJ)

〒 104-0045 東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 10F

TEL. 03-5565-0900 / FAX. 03-5565-0907

第 3 条 開催場所

ツインリンクもてぎ ロードコース

栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

フルコース: 4.8013km

第 4 条 大会組織委員会

組織委員長 斎藤 英輝

組織委員 隠岐 直廣

〃 荒木 正和

〃 岡野 和彦

〃 笹井 秀則

〃 宮澤 謙作

第 5 条 大会審査委員会

審査委員については、大会公式プログラムにて公示する。

第 6 条 大会競技執行役員

競技役員については、大会公式プログラムにて公示する。

第 7 条 参加者資格

- ① 2020 年度に有効な MFJ ロードレース国際ライセンス所持者。
- ② 当該大会に有効な FIM 競技ライセンス所持者。(上記①に該当しない者)
- ③ 2020MFJ 国内競技規則 付則 5 3-5-2 の規定を満たした者

第 8 条 開催種目・日程・周回数

	開催日	開催種目				参加申込期間
第 4 戦	10 月 17 日 (土)					9 月 8 日(火) ～ 9 月 17 日(木)
	10 月 18 日 (日)	J-GP3	ST600	ST1000	JSB1000 RACE-2	
		16 周	16 周	14 周	23 周	

※悪天候によりレース周回数を 2 周減算する場合がある。

その場合、各レースのサイティングラップ開始時までには公示される。

第 9 条 参加申し込み

- ～ 1) 参加申し込み先
〒 321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1 ツインリンクもてぎモータースポーツ課
全日本ロードレース事務局宛
TEL. 0285-64-0200 / FAX. 0285-64-0209
- ～ 2) 参加申し込み期間は、第 8 条に記すとおりとする。
- ～ 3) 参加申し込みは、参加申込書に必要事項を完全に記載し、参加料を添えて申し込み締切日(郵送の場合は締切日必着)までに提出しなければならない。
- ～ 4) 参加申し込みを郵送にて行う場合は、現金書留にて大会事務局へ送付すること。
- ～ 5) 電話・FAX による申し込みは受け付けない。
- ～ 6) 20 才未満のライダーは参加申込書の誓約書(承諾書)に保護者の署名と実印の捺印とその印鑑証明書(取得後 3 ヶ月以内)を必要とする。上記の書類を選手受付時までに完全に提出できないものはいかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- ～ 7) 参加を受理された後、参加を取消す申込者に参加料は返却されない。
- ～ 8) 参加を拒否された申込者には、参加料が返還される。
ただし、事務手数料 2,200 円を差し引く。

第 10 条 参加料

JSB1000 クラス 1 大会出場料 ……33,000 円(消費税込み)

ST1000、ST600、J-GP3 クラス 1 大会出場料 ……25,300 円(消費税込み)

※JSB1000 クラスは 2 レースの場合も同参加料とする。

第 11 条 もてぎ・鈴鹿共済会（以下、MS 共済会）P.17-18 参照

- ～ 1) ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーは MS 共済会に加入しなければならない。
- ～ 2) MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。
 - ①年間加入は TRMC-S または SMSC 会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。
 - ②暫定加入は当該大会期間(10/15(木)～10/18(日))のみ有効とする。
 - ③暫定加入時の共済会会費は、選手受付時に現金にて支払うものとする。
ライダー：7,000 円 / ピットクルー / 500 円

第 12 条 選手受付(書類検査)

- ～ 1) 選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
 - ① エントラントライセンス(年間エントリーのみ)
 - ② 参加受理書
 - ③ 車両仕様書(スポットエントリーのみ)
 - ④ MS 共済会暫定加入申込書(TRMC-S/SMSC 非会員のみのみ)

※MFJ ライセンス、TRMC-S/SMSC ライセンスは、大会事務局で事前確認し、簡素化する。ただし、事前確認ができない者については提示を求める場合がある。この場合は参加受付に持参すること。
- ～ 2) 登録受理後のピットクルー変更には、1,100 円(税込)の変更料が必要となる。

第 13 条 参加者の遵守事項

- ～ 1) 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- ～ 2) 許可された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- ～ 3) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ～ 4) 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- ～ 5) 参加者は、スポーツマンシップに則り行動しなければならない。
- ～ 6) 大会事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。(ガムテープ・タイヤ等による場所取り)許可のないものについては、全て撤去する。
- ～ 7) 使用済みタイヤは、パドック等に放置せず、必ず参加者が持ち帰ること。
- ～ 8) ①整備不良にてコース上にオイルを撒くことがないように、ライダー・メカニックは各走行前に確認をすること。
②オイルをコースに撒いた当該ライダーおよびエントラントに対して罰則を科す場合がある(罰金・ボランティア等)。
- ～ 9) ①公式スケジュールに記載されたピットウォークには、ファンサービス向上のため積極的に協力すること。
②ファンサービスのため決勝レースサイティングラップ終了後、グリッドにてヘルメットを取る(雨天時を除く)。

- ～ 10) 決勝終了後のフラッグ受け渡しチェッカーフラッグ提示後に競技役員の許可なくピットクルーがコース上に出ることは安全上禁止される。なお、ライダーにフラッグ等を受け渡す場合は、事前に事務局に申し出て許可を受けること。ライダーへのフラッグ等の受け渡しは事務局が指定する場所で行い、受け渡すピットクルーは、現場の競技役員の指示に従うこと。
- ～ 11) 参加するライダーは、公式通知にて指定されたブリーフィングに必ず参加しなければならない。事前に連絡なく欠席した場合、一切の走行が認められない場合がある。

第 14 条 身分証と通行証

- ～ 1) 参加申込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどのクレデンシャルが郵送され、10 月 14 日(水)午前より有効となる。
- ～ 2) 参加者のサービスカーは、ART 事務局が交付する通行証ステッカーまたはツインリンクもてぎが交付する通行証を所持していなければ 10 月 14 日(水)からはパドックへの通行ができない。
- ～ 3) パドックおよびツインリンクもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示されるが、参加者はこの指示に従わなければならない。
- ～ 4) 交付される身分証や通行証は他に貸与したり転用してはならない。
- ～ 5) 身分証、通行証を紛失または破損した時は事務局に再交付の手続きをとり再交付を受けること。ただし、1 件につき再交付手数料 8,500 円(税込)を必要とする。

第 15 条 ピット・パドックの使用

- ～ 1) 予選、決勝レースの使用ピットボックス・パドックは、原則として各レース区分ごとに ART 事務局によって割当てられる。
- ～ 2) 割当てられたピットボックス・パドックを、参加者相互で交換・変更するときは、互いに了承の上、大会事務局に届け出て、許可を得なければならない。
- ～ 3) 予選、決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- ～ 4) ピットボックス内でタバコ等火気は、絶対に取り扱わないこと。違反者には、罰則を科す場合がある。また使用後は清掃すること。
- ～ 5) ピットボックスを割当てられた参加者は、予選、決勝レースを通じて、ピットボックス内の黄色の破線より前部分は、当該走行クラスのピットボックスとして使用できるよう工具、部品等は置かないこと。
- ～ 6) ピットボックスの鍵を借りる時は使用するピットボックスの代表者が借りること。貸し出しは参加受付時から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後 2 時間以内に返却できない場合は、シリンダー鍵交換代金 50,000 円(税込)を請求する場合がある。
- ～ 7) パドック使用チームは、予選・決勝レースにおいて、競技役員が指示した場合を除いてパドック内テントに戻り作業することはできない。

競技役員の指示なくパドック内に戻った場合、予選中はそれ以後の出走が認められない。また、決勝レース中の場合、リタイヤとみなされる。

- ～ 8) パドック内における移動時は、歩行者を優先とし、十分に安全に配慮すること。

第 16 条 参加車両

JSB1000・ ST1000・ ST600・ J-GP3

2020 年 MFJ 国内競技規則に合致した車両でなければならない。

第 17 条 自動車番読取装置(トランスポンダー)

- ～ 1) 全ての参加者は主催者が用意した自動車番読取装置を車検時まで装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。
- ～ 2) 自動車番読取装置の配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後 1 時間以内とする。(予選不通過車両は当該予選終了後 1 時間以内とする) 万一破損・紛失した場合、1 個につき 55,000 円(税込)が主催者より請求される。
- ～ 3) 取り付け方法および場所について
- ①自動車番読取装置、ホルダーは指定の場所にタイラップ、両面テープ等で確実に固定すること。
 - ②図に示す取り付け位置、方向を厳守すること。取付場所は、フレームピボット部分に路面から 60cm 以内の高さへ取り付けを行なうこと。
- ～ 4) スペアカーを登録した場合、スペアカー用のトランスポンダーも配布される。スペアカーの所有権を変更する場合は、前の所有者用のトランスポンダーを事務局に持参の上、新たな所有者用のトランスポンダーと交換しなければならない。
- ※取り付け場所はメインフレームのピボットシャフト付近とする。(下図参照)



- ～ 5) 参加者自身が所有する「AMB 社製 TranX260・TranXPRO」(通称:マイポンダー)を車両に装着している場合は、参加受付時にその ID 番号とともに申請することにより、その使用が認められる。ただし、計時長が判断し、競技役員より指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。
- ～ 6) 公式計測用トランスポンダーに加え、各チームが所有する MYLAPS 社製トランスポンダー(双方向通信が可能なタイプ)1台を追加搭載することを認める。
ただし、追加搭載するトランスポンダーが公式計測用トランスポンダーに不具合を与える状況が認められた場合は、その不具合を改善するかチーム所有トランスポンダーの使用を中止しなければ走行は認められない。
公式予選、ウォームアップ走行、決勝で計測されるラップタイムは、公式計測用トランスポンダーで計測したラップタイムを採択する。

第 18 条 燃料規定

- ～ 1) 燃料は 2020 年 MFJ 国内競技規則付則 4-13-11 ガソリン、付則 7-7-15 燃料、オイル、冷却水、付則 8-5 燃料、オイル、冷却水、付則 9-5 燃料、オイル、冷却水、付則 10-5 燃料、オイル、冷却水に基づき規制され、施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明書を提出しなければならない。
- ～ 2) ガソリン購入証明提出期限は、公式車検終了までとする。やむをえず、公式車検時まで提出できない場合、当該クラス第 1 回公式予選開始時までには車検員に提出しなければならない。
- ～ 3) サーキット内供給燃料
 - (1)使用できる燃料は、ツインリンクもてぎ内給油所で販売される銘柄とする。
販売されるガソリンの性状表は、公式通知にて公示する。
 - (2)供給時間:公式通知にて公示する。
 - (3)供給場所:第 1 パドック内ガソリンスタンド
 - (4)消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。
※購入に際し、本人確認(免許証等)および「携行缶によるガソリン購入申込書」の提出が必要となります。
 - (5)施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明書を提出しなければならない。
(購入日より 14 日間有効とする)
 - (6)燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置をつけたり、添加剤を混入してはならない。

第 19 条 車両検査 (2020MFJ 国内競技規則付則 4-13 車両の検査に基づく。)

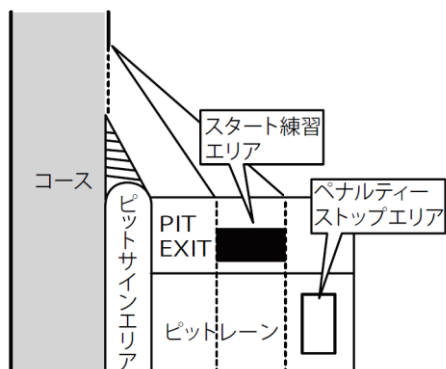
- ～ 1) 参加車両の公式車両検査は公式通知に示された時間並びに場所で行う。
- ～ 2) 公式車検簡素化対象者は、各ピットにてガソリン購入証明を準備し、アンダーカウルを外した状態で待機すること。また、それ以外の参加者は車検場に、ガソリン購入証明と受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。

- ～ 3) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検委員によって点検を受けるものは次の通りである。
- ただし②～⑦の装備品については国内競技規則規定に適合している旨の誓約書を提出することを条件に持込検査を省略できることとする。
- ① ヘルメット(※車検員による検査を受けること)
 - ② ブーツ
 - ③ グローブ
 - ④ レーシングスーツおよび脊髄プロテクション
 - ⑤ ヘルメットリムーバー
 - ⑥ チェストガード
 - ⑦ エアバック式プロテクション(着用者のみ、**満 18 歳以下の参加者は義務**)
- ～ 4) 装備品は、公式予選、決勝レースを通じて車検に合格したものを使用しなければならない。また公式車検以前の練習においても、公認された適切なものを使用すること。車検には複数の装備を持ち込み、確認を得ることができる。
- ～ 5) 自動ラップ計時デバイス(P-LAP 等)を使用する場合は、車両に取り付けた状態で車検を受けること。
- ～ 6) 公式車検時間において重量・音量測定は実施しない。ただし再車検時の重量・音量測定は行う場合があり、違反が立証された場合は、罰則の対象とする。
- ～ 7) 任意の重量・音量測定を希望する場合、タイムテーブルで指定された時間に車検場にて検査を受けること。

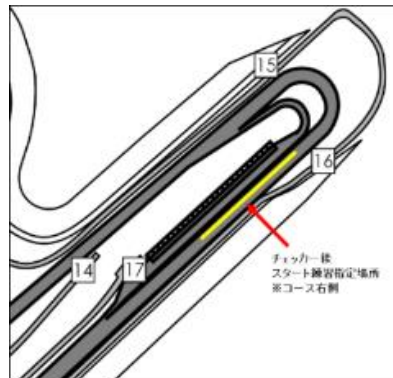
第 20 条 スタート練習

- ～ 1) 木曜特別スポーツ走行・ART 合同走行・公式予選・ウォームアップ走行中にピットレーン出口からコースに入るまでの区間でスタート練習を行うことができる。(図1参照)
- ～ 2) チェッカー提示後にも 上記 1)と同区間でスタート練習を行うことができるが、チェッカー提示前までにピットレーン出口にスタート練習のために待機していた選手に限る。
- ～ 3) チェッカー提示後、図2に示す場所にてスタート練習を行うことができる。この場所ではコースサイドにスタート練習位置を示す看板(図3・4参照)が表示されている。
- この練習エリアを通過する選手は十分注意すること。

<図1 ピットレーン スタート練習エリア>



<図2 ヘアピン立上がりスタート練習エリア>



＜図3 スタート練習位置看板＞



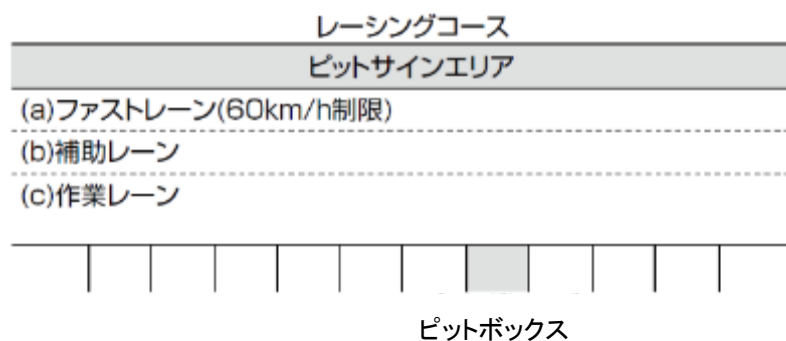
＜図4 スタート練習位置看板詳細＞



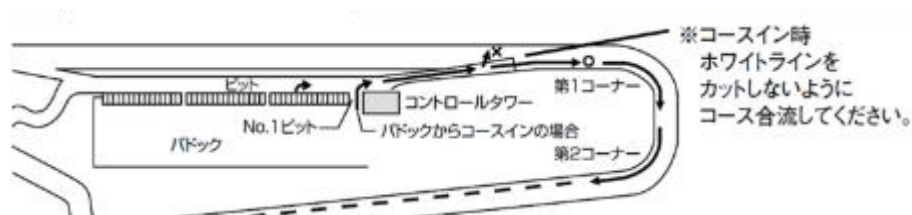
第 21 条 ピットインおよびピットアウト(P16 参照)

- ～ 1) ピットインする場合は、ピットイン専用路を徐行(60km/h 以下)すること。正規のピットイン専用路を使用せずピットインした場合、下記罰則が科せられる。
- ①公式予選中の場合はピットイン以降の予選タイムは無効とする。
 - ②決勝レース中の場合は大会審査委員会の決定により罰則を科す。
- ～ 2) ピットボックス前の部分(ピットレーン)は次の 3 つに区分される。
- ①ファストレーン……ピットサインエリアとコース側イエロー破線の間の部分。これは、ピットインおよびピットアウト専用の区域であり、徐行しなければならない。
 - ②補助レーン……コース側イエロー破線とコンクリート路面の間の部分。これは、ファストレーンから作業レーン、あるいは作業レーンからファストレーンへ移動する時に通過する区域である。
- ※競技役員を除き、この区域にとどまることは禁止される。
- ③作業レーン……コンクリート路面とピットまでの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域である。

＜ ピットレーン図 ＞



- ～ 3) ピットレーン出口(フラッグ後方)シグナルランプについて
- ①予選、決勝を通じて「レッドランプ」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンランプ」が点灯しているときおよび、「ブルーランプ」が点滅しているときのみ、コースインすることができる。
 - ②コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。
- ～ 4) ピットレーン出口から第1コーナーにかけて引かれているライン(白線)(下図および P. 16 参照:ホワイトライン)は、以下の通り運用を行う。
- 1) ピットレーンよりコースに合流する車両は、白線を越えて走行してはならない。白線を越えて走行した場合は、罰則を科す場合がある。
 - 2) このラインは、コース上を走行中の車両を制限するものではない。



- ～ 5) コースインするライダーは、第 2 コーナーを通過するまで、コース右側の白線に沿って走行しなければならない、その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

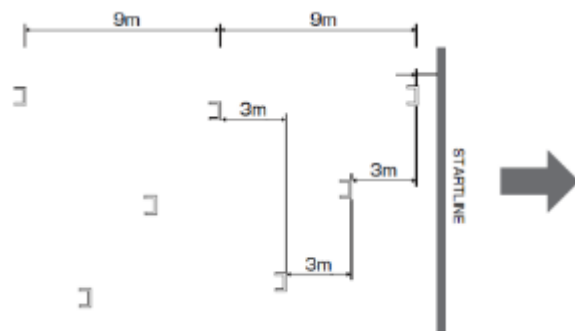
第 22 条 公式予選

- ～ 1) 公式予選の義務周回数は定めない。
- ～ 2) 公式予選・決勝レース出場台数は 2020 年 MFJ 国内競技規則付則 5-6 に則る。
- ～ 3) 予選方法は、2020 年 MFJ 国内競技規則付則 5-7 のとおりとする。
- ～ 4) ウェイティングの嘆願書提出は暫定予選結果発表後 30 分以内とする。また、JSB 1000 クラスのシード権行使の申請書は、暫定予選結果発表後 30 分以内とする。
- ～ 5) 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。
- ～ 6) 車両の回収
- ・予選中にコース上で停止した車両をレッカー車にて回収する場合がある。
 - ・回収した車両は、車両保管場所(P16 参照)まで運搬し、メカニックへ引き渡す。
 - ・『車両回収の順番』、『車両回収に要する時間』に関する抗議は一切受け付けない。
 - ・回収した車両が走行に支障のない場合は再出走を可能とする。なお、この場合は第 20 条～ 1) ①の適用は除外とする。

第 23 条 スタート方法

～ 1) スターティンググリッド

- ①最前列は 3 台とし、以下各列同数で配列される。
- ②ポールポジションは左側とする
- ③階段状グリッドを使用するものとする。

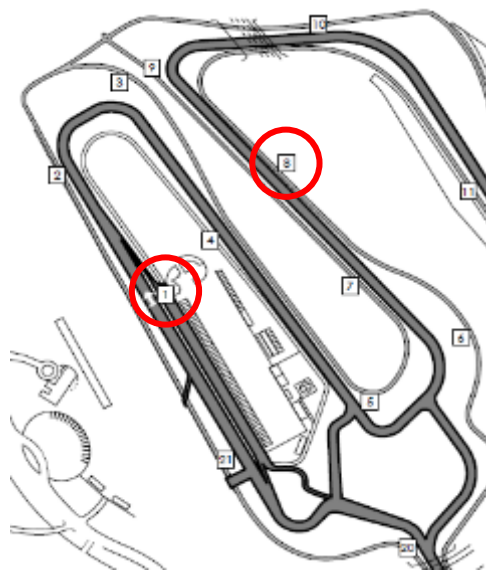


- ～ 2) ウォームアップラップ開始時、ピットレーン出口のグリーンライト点灯時間について
(2020MFJ 国内競技規則 付則 5 17-2-10-4)
グリーンライト点灯時間は、**30 秒間**とする。
- ～ 3) 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。
- ～ 4) スタート合図はレッドランプ消灯もしくは日章旗によって行われる。
- ～ 5) スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて公示する。
- ～ 6) スタート時スタートディレイの原因となったライダーは、再スタート時には、最後尾グリッドの次の空グリッドからスタートしなければならない。
- ～ 7) ジャンプスタートの罰則は、2020 年 MFJ 国内競技規則付則 4 18 スタートにおける反則に基づく。

第 24 条 ペナルティーボードの提示場所

2020MFJ 国内競技規則 付則 4 18-2-1-2 に基づき、ペナルティーボード提示場所を下記に示す。

- ① 1 番ポスト(メインフラッグ台)
- ② 8 番ポスト

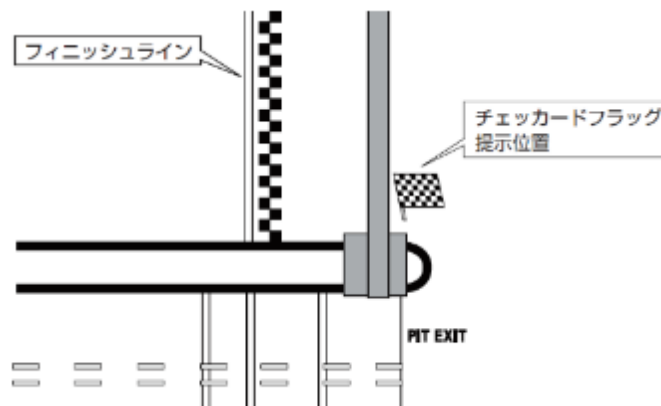


第 25 条 レースの一時停止(フルコースコースション)

- ～ 1) 2020 年 MFJ 国内競技規則付則 4 23 レースの一時停止 に基づくセーフティーカーは、次の場所からコースインする。
 - ・ 決勝レース 1 周目 : 東ピットレーン出口
 - ・ 決勝レース 2 周目以降 : ピットレーン出口
- ～ 2) セーフティーカー導入中、ピットアウトする場合のピットレーン出口グリーンライト点灯時間について (2020MFJ 国内競技規則 付則 4 23 レースの一時停止 23-2-2 (9))
グリーンライト点灯時間は、**90 秒間** とする。

第 26 条 レース終了

- ～ 1) トップが各クラスに定められた周回数を終了した時点でトップ走者にチェッカーフラッグが振られる。ただし、セーフティーカー介入中に規定周回数に達した場合は、セーフティーカーを先頭とみなしてチェッカーフラッグが提示される。
- ～ 2) 各レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち、4 分を経過した時である。
- ～ 3) フィニッシュラインならびにチェッカーフラッグ提示位置は以下のとおりとする。



第 27 条 走行中の遵守事項

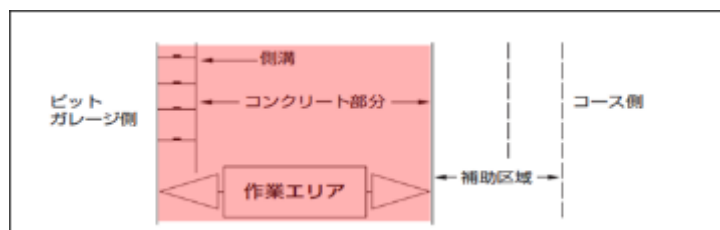
- ～ 1) オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- ～ 2) ジャンプスタートの罰則に対し、ライドスルーボードを提示する。ライドスルーボードは原則として 3 周回提示され、従わない場合は、失格までの罰則が科せられる。ライドスルーボードはコントロールライン付近以外にも 8 番ポストにおいて提示する。
- ～ 3) 西コース短経路および東コース短経路の走行は、レース期間中を通じて全面的に禁止する。これに違反した場合、罰則を科す場合がある。
- ～ 4) 決勝レース中にピットボックス内あるいはパドックへ車両を移動した場合、リタイヤと見なす。

- ～ 5) ピットの作業、車両交換の解釈について、以下の行為は自己のピットボックス前の作業エリア(下図塗り潰し部分)にて行わなければならない。

・車両整備、調整等のすべての作業

・車両交換(スペアマシンの待機)※スペアマシンのピットボックスから作業エリアへの移動は、サイティングラップ開始までに完了しておくこと。

＜作業エリア図＞



- ～ 6) 車載カメラを搭載して走行する場合は、必ず公式車検前に事務局にて「カメラ搭載申請書」を提出し、許可を得ること。なお、再車検の際、ST600 および **ST1000 クラス**の車両については、競技役員の監督の下、取り外して重量を測定すること。
- ～ 7) 車載カメラで撮影した映像は、営利目的、広告宣伝活動、抗議を目的とした判定の材料等で使用しないこと。
- ～ 8) **Wet 宣言がなされたらリヤセーフティーライトの装着が義務付けられたクラスは、リヤセーフティーライトを点灯させること。Wet 宣言時以外でもリヤセーフティーライトの点灯は可能である。**

第 28 条 転倒時の注意事項

転倒、ストップした時は、二次事故が起こらないよう以下の点に充分注意し、行動すること。

- ～ 1) まず退避すること、後続車が来ていないことを確認し、安全な場所に退避すること。特に、オイルによる転倒は後続車も同じ所に次々と転倒してくるため、後続車が来ている時、あるいはケガ等で身体が自由にならない時は、むやみに動かないこと。
- ～ 2) 後続車への合図
ポストで黄旗が振られているが、後続車へのアピールを努めて行うこと。タイミングを見て、電源と燃料コックを「off」にして火災やガソリン漏れを防止すること。ガードレールの外に退避するまでは、必ずヘルメットを着用していること。
- ～ 3) コース上の障害物の片付け
オフィシャルと協力して散乱部品の片付けを素早く行うこと。その時は、危険予測のため走ってくる後続車に対して絶対に背を向けないこと。
- ～ 4) 再スタート
再スタートする際には、以下のことを必ず確認すること。ただし、コース際で行わずオフィシャルの指示に従い安全な場所に移動して行うこと。
●必ずオイル、ガソリン、冷却水、ブレーキオイル等の漏れが無いか確認すること。
オイル漏れ等があった場合は無理にピットに戻らないこと。
●車両が破損している場合、走行に危険のある部分かどうか、また重要保安部品の破損がないか、破損部分が鋭利になり二次災害を与えないか確認すること。

- カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認すること。砂利等が入っている場合、コースに散乱しないように砂利、草等を落とした上で再スタートすること。なお、タイヤに泥が付着したままライン上に復帰しないこと。
- 再スタートする場合、後方の安全を確認し十分に余裕を持ってコースに復帰すること。

第 29 条 MFJ 国内競技規則の補足

- ～ 1) 本特別規則の発効以前に、2020 年 MFJ 国内競技規則に変更・訂正・追加および解説が行われた場合、即時適用とする。
- ～ 2) 本特別規則の発効後、2020 年 9 月 20 日以降に MFJ 国内競技規則に変更・訂正・追加および解説が行われた場合、公式通知にて公示する。

第 30 条 負傷時の医務室受診義務

事故により負傷した際は、必ずツイインリンクもてぎ内メディカルセンターにて事故記録を残さなければ見舞金の支給は受けられない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

●負傷時の指定病院

- | | | |
|----------------|-------------------|------------------|
| (1) 獨協医科大学病院 | 栃木県下都賀郡壬生町北小林 880 | TEL 0282-86-1111 |
| (2) 済生会宇都宮病院 | 栃木県下宇都宮市竹林町 911-1 | TEL 028-626-5500 |
| (3) 自治医科大学付属病院 | 栃木県下野市薬師寺 3311-1 | TEL 0285-44-2111 |
| (4) 芳賀日本赤十字病院 | 栃木県真岡市中郷 271 | TEL 0285-82-2195 |
| (5) 水戸済生会総合病院 | 茨城県水戸市双葉台 3-3-10 | TEL 029-254-5151 |
| (6) 水戸医療センター | 茨城県茨城町桜の郷 280 | TEL 029-240-7711 |

31 条 賞典および賞典の制限

～1) 賞典(賞金)は次のように設定する。

(単位:万円)

順位	クラス	JSB1000	JSB1000	ST1000			ST600			J-GP3
		RACE-1	RACE-2	正賞	DL賞	合計	正賞	BS賞	合計	
優勝		36	36	36	10	46	27	6	33	27
2位		25	25	25	5	30	20	3	23	20
3位		16	16	18	3	21	15	2	17	15
4位		11	11	9	2	11	9	1	10	9
5位		9	9	7	2	9	7	1	8	7
6位		7	7	6	2	8	6	1	7	6
7位		5	5	5	2	7	5	1	6	5
8位		4.5	4.5	4	2	6	4	1	5	4
9位		4	4	3	2	5	3	1	4	3
10位		3.5	3.5	2	2	4	2	1	3	2
11位		3	3							
12位		2.5	2.5							
13位		2	2							
14位		1.5	1.5							
15位		1	1							
ポールポジション賞		5	5							
LAP賞		10	10							

※ポールポジション賞は各決勝グリッド最上位のものに与える。

※JSB1000 クラスのみに設定される LAP 賞は、RACE-1 および RACE-2 が

1 周あたり 4,348 円(各 1 レース総額 10 万円)とし、決勝レースで各周回をトップで

コントロールラインを通過した選手に授与する。ただし、決勝レース中に失格の場合は、次点者に繰り下げられる。

～2) エントリー台数による賞金基準は下記表の通りとする。

エントリー台数による賞金基準			
JSB1000		ST1000/ST600/J-GP3	
40台以上	15位		
30～39台	12位		
25～29台	10位	25台以上	10位
20～24台	8位	20～24台	8位
15～19台	6位	15～19台	6位
11～14台	4位	11～14台	4位
6～10台	3位	6～10台	3位
5台以下	1位	5台以下	1位

第 32 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- ～ 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- ～ 2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- ～ 3) ゼッケンナンバー、ピット割当等に付き、各参加者の優先順位を決定することができる。
- ～ 4) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- ～ 5) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- ～ 6) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- ～ 7) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第 33 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 34 条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 35 条 公式通知の発行

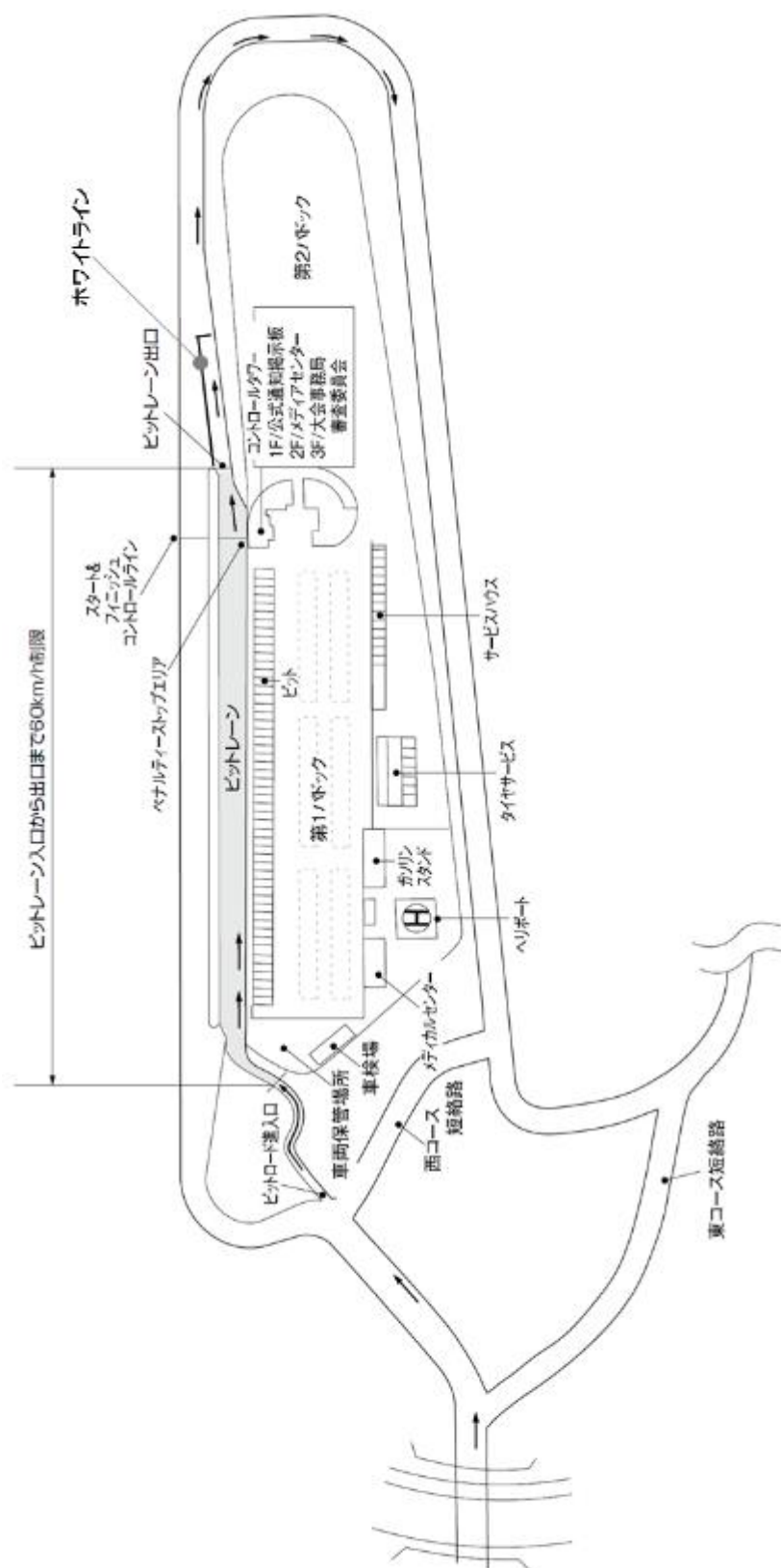
本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、以下のいずれかの方法によって参加者に通告される。

- ① 参加者の住所に郵送される。
- ② 大会事務局にて配布される。
- ③ コントロールタワー前の掲示板に掲出される。
- ④ ライダーズブリーフィングで配布される。
- ⑤ 緊急の場合は場内放送またはモニター下部のテロップで伝達される。

第 36 条 本規則の施行

本規則は全日本ロードレース第 4 戦における全てのレースに適用されるもので、当該大会の参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

2020 年 9 月 25 日 大会事務局



もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を合せて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を合せて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りです。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、板術手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を合せて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頭部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜㈱に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜㈱は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜㈱の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜㈱の公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン日本興亜㈱ 三重支店 四日市法人支社

TEL: 059-353-6557 FAX: 059-351-5417 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

- ・『ツインリンクもてぎ』での事故

損害保険ジャパン日本興亜㈱ 関東保険金サービス第二部 栃木火災新種保険金サービス課

TEL:028-633-7431 FAX:028-633-7456 (営業時間平日9:00~17:00)

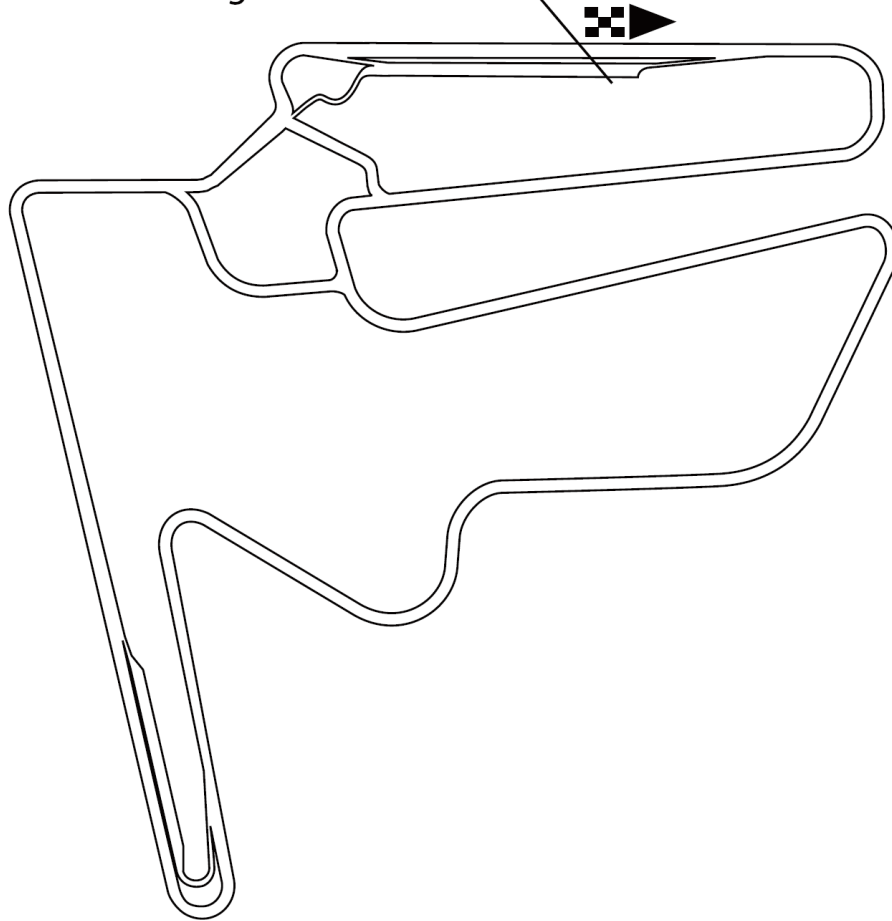
- ・『鈴鹿サーキット』での事故

損害保険ジャパン日本興亜㈱ 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00~17:00)

FULL COURSE

Length/4.8013Km



ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209
<http://www.twinring.jp/>

再生紙を使用しています

2020.10